



～贈与税の申告期限～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続対策で生前贈与をした場合、贈与税の申告と納付を期限まで行わなければなりません。

贈与税の申告期限はいつだろうか？ 贈与税はいつ払わないといけないのか？
期限に間に合わなかった場合には、特例制度の適用が受けられず、
無申告加算税などペナルティーも課されることとなります。

1. 贈与税の申告期限

贈与税の申告期限は、贈与を受けた年の翌年3月15日です。財産の贈与を受けた者が負担する国税です。財産の贈与を受けた者が、贈与税の申告書を作成し申告期限までに税務署に提出する必要があります。

贈与税の申告が必要なケース

- ① 1年間に贈与をされた財産等の合計が110万円を超える場合
- ② 相続時精算課税制度を適用する贈与を受けた場合

2. 贈与税の納付期限

申告期限と同様に、贈与を受けた年の翌年3月15日となります。

(注) 贈与を受けた者が死亡した場合の申告及び納付期限は、相続開始を知った日の翌日から10月以内となります。

3. 特例は期限内の申告が要件

贈与税の特例の適用を受けたい場合は、期限内申告が要件となっているものがあり注意が必要です。

期限内の申告が要件の特例

- ① 相続時精算課税制度を選択をする場合(相続時精算課税選択届出書)
- ② 相続時精算課税で累計2,500万円までの控除をする場合
- ③ 住宅取得資金の贈与の特例

相続時精算課税を適用し2,500万円の贈与を受けた場合、申告期限内に申告書や届出書を提出すれば、贈与税はゼロ(0円)となります。しかし、もし申告期限を超えてしまった場合には、相続時精算課税に適用は受けることはできず贈与税(贈与税額 8,105,000円)を負担することとなってしまいます。

4. 期限超過のペナルティ

贈与税の申告期限までに申告がされなかった場合、無申告加算税が課税されます。また、贈与税の納付が期限後となった場合、法定納期限の翌日から納付までの期間に応じて延滞税が課税されます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp